

前日午後五時、本會事務所にて、本會役員、理事、監事、顧問、及び関係者等、出席し、臨時總會を開き、議事録を採録し、議決事項を決定し、午後七時、閉會した。

議決事項は、第一、臨時總會の開催地を、本會事務所とする。第二、臨時總會の開催日を、本年十月二十日とする。第三、臨時總會の開催時間を、午後二時から午後七時までとする。第四、臨時總會の開催場所を、本會事務所とする。第五、臨時總會の開催費用を、本會事務所が負担する。第六、臨時總會の開催趣旨を、本會の発展と公益の増進とする。第七、臨時總會の開催結果を、本會事務所が報告する。

以上、臨時總會の議決事項を採録し、議決事項を決定し、午後七時、閉會した。

榎園老人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

亂闘ヲ惹起シ鴻池組輩下高出隆富外二名組合側小島常吉ハ輕傷ヲ負ヒタルガ警察ノ爲ニ解散ヲ命ゼラレ双方退散シタリ然レドモ双方ノ空氣相當險惡ナルモノアルヲ以テ所轄尼崎署ハ兩者中堅幹部ヲ召致シ警告ヲ發スルト共ニ兩者ノ意見ヲ聽取シタルモ解決ノ意圖ヲ有セズ縣特高課長ハ鴻池親分尼崎市議鴻池藤太郎ヲ召致シ警告ヲ與ヘルト共ニ和協ヲ勸告シタルガ兩者共相當讓歩ノ意圖ヲ示シタルヲ以テ再ビ全日午後七時ヨリ尼崎署ニ於テ前記代表ヲ召致シ調停ヲ試ミ午後十一時ニ至リ解決ノ曙光ヲ認メタルガ此時交渉委員タリシ辰巳楢治郎ハ日本海員組合大阪支部長片山國治トノ間ニ裏面交渉ヲ開始シ所轄尼崎署ノ調停ヲ停頓セシメ以テ自己ノ功名ヲ樹テント策動セル模様アリタルヲ以テ一應之ガ結果ヲ待チ更ニ調停ヲ試ムルコト、シ午後十一時一先交渉ヲ中止シタリ

而シテ辰巳對片山ノ策動ハ翌十七日午後一時ニ至リ完全ニ不成立ニ終リタルヲ以テ同日午後六時三十分再ビ調停ヲ開始シ兩者折衝